

一般廃棄物処理基本計画（改定版）（案）に関するパブリックコメント

令和2年2月10日（月）から25日（火）までの間、「一般廃棄物処理基本計画（改定版）（案）」に対する市民のみなさまのご意見（パブリックコメント）を募集しました。

この結果、ご意見は下記のとおりでした。

意見数 10件

P31 (3) 行政の役割について

市政に関わるあらゆる場面で使い捨て容器など、すぐにごみになってしまう製品の提供を廃止していただきたい。

- ・会議等ではマイボトルを使用する。
- ・イベントではリユース食器を使用する。
- ・F S C 認定鉛筆を使用する。

P35 重点施策2 厨芥類削減の強化について

・生ごみ堆肥化容器の助成を促進するために、堆肥講座を単独開催若しくは、イベントやたち等で開催する。

P35 重点施策3 プラスチック類削減の強化について

- ・公立保育園等での工作をプラスチックから自然素材（土に還るもの）だけを利用する。
- ・公民館の催しや市民講座、たちの講座にプラゴミ削減をテーマにした講演を開催する。
- ・ホテル祭りや源流祭りで、マイクロプラスチックの河川を通した汚染について啓発する。
- ・プラスチック代替品の提案等、市役所入り口の目につきやすい場所に展示をする。

P36 方針1 発生段階でのごみの減量化について

市民への啓発活動に関して市政は市民の生活に幅広くつながりがあるので、その中でごみ問題に関する啓発活動を進めていただきたい。

- ・図書館での特設コーナーに、海洋プラ汚染、堆肥作り、ごみのでない暮らし、食品ロスなしレシピ等、ごみ問題に関する本の特設コーナーを作る。絵本の読み聞かせも、環境をテーマにした内容も取り入れる。

P37 取組3 不用品の再使用の推進について

不用品再使用の推進。

- ・民間でも不用品を無償で提供するサイトがあるので、行政も気軽に利用できるシステムを構築する。

- ・使用しなくなった学用品を再利用できるシステムを行政として構築する。
- ・イベントの際には必ず「遊休品交換コーナー」を設ける。

P37 取組 4 ごみ排出者の意識向上について

行政が個人と事業者の後押しをすること、この 3 者が力を合わせ環境にやさしい循環型の社会へ加速が進める。

- ・台所から出る残渣はすべて土に還す。
- ・プラ包装でないものを選択する。
- ・使い捨て容器・袋を使用せずに自宅から容器を持込んでお惣菜等を購入できるようにする。
- ・企業は、大量購入大量廃棄を抑制するために量り売りコーナーを導入する。
- ・民間・行政に関わらず市内全域で行われている環境配慮の活動が一望できる環境マップを作成する。

P37 取組 5 の食品ロスの削減について

- ・食品ロス問題の認知度を高めるために食品ロス削減スローガンコンテストを実施する。
- ・フードバンクの輪を広げ、こども食堂と農産物直売所と連携していく。

P37 取組 7 環境教育の推進について

- ・出前講座を気軽に利用できるように 10 人ではなく 5 人以上にする。
- ・環境講座を開催してほしい。

P38 取組 8 廃樹木の資源化の推進について

- ・市が粉碎機の貸出システム、または剪定樹木の持ち込み→チップ化のシステムの構築。

P38 取組 9 商店・事業所による資源ごみの資源化について

- ・食料品店の生鮮食品や鮮魚売り場や荷造りコーナーにある使い捨てビニール袋やお惣菜コーナーにある使い捨て容器を止めて、何度でも使える容器の持参を推奨する。
- ・食品ロス削減への取り組みとして、フードバンクや子ども食堂と連帯するように事業者を促す。

貴重なご意見をありがとうございました。このようなご意見を考慮し、一般廃棄物処理基本計画（改定版）を修正しました。

また、具体的な内容につきましては、今後の取り組みの参考にさせていただきます。ご協力ありがとうございました。